

質問回答書（８）

番号	仕様書 頁等	質問の内容	回 答
1	説明書 頁4 大6 中(1)	フォントサイズについて、10.5pt以上との指定がありますが、視認性に配慮することを前提に、図表内の文字は10.5ポイント未満でも問題無いという理解でよろしいでしょうか。	図表やイラスト内の文字については視認性確保の範囲内で10.5ポイント未満とすることは構いません。
2	受託候補 者特定基 準 大 6	「⑩マネジメント業務費の比率等」に記載の通り、ご提出金額に対する評価はマネジメント業務費及び、保守点検等業務費と修繕業務費の合計に対するマネジメント業務費の比率に対するものであり、保守点検等業務費もしくはご提出金額の総額は評価の対象にならないという理解でよろしいでしょうか。 また、「適切な比率」に対する評価方法の詳細をご教示ください。（設定された適正範囲より低い場合や高い場合は減点、比率が低い程高評価等）	前段について、項目「保守点検等業務費と修繕業務費の合計額に対するマネジメント業務費の比率」については、あくまでマネジメント業務費の比率のみが評価対象となります。 後段について、評価自体は審査委員が行うため、回答することは困難ですが、マネジメント業務費の価格のみをもって評価するものではないということをご理解ください。
3	提案書作 成要領 大6 中⑩	マネジメント業務費の比率等の「・保守点検業務費と修繕業務費の合計額に対するマネジメント業務費の比率」は、様式9においてお示しする内容となりますが、本項目も提案書の中で記載することが必須という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	質問回答 書（１）1 番	「最低賃金が急激に上昇したと認められる場合には必要に応じて協議します」とございますが、最低賃金にかからない保全担当者等において、人件費を協議いただける指標の目安は（一般的に使用される「国土交通省の建築保全単価」が3%以上上昇した場合等）ございますでしょうか。 また、本提案には人件費上昇は全く見込まず、別途協議いただける認識でよろしいでしょうか。	人件費が急激に上昇した場合の対応については、受注者及び発注者で別途協議することとします。
5	質問回答 書（１）1 番	「最低賃金が急激に上昇したと認められる場合には必要に応じて協議します」とございますが、急激に、とはどの程度のものをさすのでしょうか。 例えば、2025年度広島県では、1020円から1085円（6.37%の上昇）が想定されますが、それは急激な上昇の対象となり、本提案には全く見込まず別途協議にいただける認識でよろしいでしょうか。	人件費が急激に上昇した場合の対応については、受注者及び発注者で別途協議することとします。
6	質疑回答 （１） 5番	「年度ごとの精算では原則、費用の不足分を補うことはしません」とございますが、保守点検等業務費において、精算とは様式9で提示した年度提案金額よりあまったら返金、不足しても追加はいただけないとの意図でしょうか。	保守点検等業務費について、執行額が年度提案金額を下回った場合、余剰分は精算により返金いただくことになります。 また、保守点検等業務の対象としている業務については、説明書等で提示している上限金額の範囲内でこれまで執行できており、不足が生じることは考えていません。
7	質疑回答 （１） 5番	「年度ごとの精算では原則、費用の不足分を補うことはしません」とございますが、保守点検等業務費において、原則精算対象となるのは施設や仕様増減のみであり、物価や人件費上昇による委託業者からの保守点検費の値上げは精算対象にはならないのでしょうか。	物価や人件費上昇による委託事業者からの保守点検費の値上げ分についても精算の対象にはなるものと考えています。

質問回答書（８）

番号	仕様書 頁等	質問の内容	回 答
8	質疑回答 (1) 5番	「年度ごとの精算では原則、費用の不足分を補うことはしません」とございますが、急激な人件費や物価上昇、対象施設の増加や業務の追加による費用増加があった場合でも、年度ごとの上限金額を超えては精算していただけないということでしょうか。	ご質問のような状況が生じた場合には、受注者及び発注者で別途協議することとします。
9	質疑回答 (1) 6番	保守点検等業務費に「発注収納代行にかかる費用は含みません」とございますが、修繕と同様に実際に委託先に支払う材料や作業等の費用との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	公示 頁1 大1 (4) 委託料 の上限	保守点検等業務において、実績が不明瞭ですが、優先交渉権者決定後、現行事業者等に見積取得し値上げがあった場合、精算であるならば、上限を超えた場合でも費用はいただける認識でよろしいでしょうか。 もし追加費用がいただけない場合、仕様調整による協議が可能でしょうか。	ご質問のような状況が生じた場合には、受注者及び発注者で仕様の内容を別途協議することとします。